

## 資料 4

### 消防関係法令等（抜粋）

#### 1 防火管理等に関する消防関係法令等

##### ◆ 消防法（昭和二十三年七月二十四日法律第百八十六号）

###### （用語の定義）

第二条 この法律の用語は左の例による。

- 2 防火対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属するものをいう。

以下略

###### （防火管理者）

第八条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。

- 2 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 消防長又は消防署長は、第一項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。
- 4 消防長又は消防署長は、第一項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 5 第五条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による命令について準用する。

###### （共同防火管理協議）

第八条の二 高層建築物（高さ三十一メートルを超える建築物をいう。第八条の三第一項において同じ。）その他政令で定める防火対象物で、その管理について権原が分かれているもの又は地下街（地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。以下同じ。）でその管理について権原が分かれているもののうち消防長若しくは消防署長が指定するものの管理について権原を有する者は、これらの防火対象物について、消防計画の作成その他の防火管理上必要な業務に関する事項で総務省令で定めるものを、協議して、定めておかななければならない。

- 2 前項の権原を有する者は、同項の総務省令で定める事項を定めたときは、遅滞なく、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。
- 3 消防長又は消防署長は、第一項の総務省令で定める事項が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により当該事項を定めるべきことを命ずることができる。
- 4 第五条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

### **(防災対象物品の防災性能)**

**第八条の三** 高層建築物若しくは地下街又は劇場、キャバレー、旅館、病院その他の政令で定める防火対象物において使用する防災対象物品（どん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものをいう。以下同じ。）は、政令で定める基準以上の防災性能を有するものでなければならない。

- 2 防災対象物品又はその材料で前項の防災性能を有するもの（以下この条において「防災物品」という。）には、総務省令で定めるところにより、同項の防災性能を有するものである旨の表示を附することができる。
- 3 何人も、防災対象物品又はその材料に、前項の規定により表示を附する場合及び工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）その他政令で定める法律の規定により防火対象物品又はその材料の防災性能に関する表示で総務省令で定めるもの（以下この条において「指定表示」という。）を附する場合を除くほか、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。
- 4 防災対象物品又はその材料は、第二項の表示又は指定表示が附されているものでなければ、防災物品として販売し、又は販売のために陳列してはならない。
- 5 第一項の防火対象物の関係者は、当該防火対象物において使用する防災対象物品について、当該防災対象物品若しくはその材料に同項の防災性能を与えるための処理をさせ、又は第二項の表示若しくは指定表示が附されている生地その他の材料からカーテンその他の防火対象物品を作製させたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を明らかにしておかなければならない。

## **◆ 消防法施行令（昭和三十六年三月二十五日政令第三十七号）**

### **(防火管理者を定めなければならない防火対象物等)**

**第一条の二** 法第八条第一項の政令で定める大規模な小売店舗は、延べ面積が千平方メートル以上の小売店舗で百貨店以外のものとする。

- 2 法第八条第一項の政令で定める二以上の用途は、異なる二以上の用途のうち別表第一(一)項から(十五)項までに掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途が含まれている場合における当該二以上の用途とする。この場合において、当該異なる二以上の用途のうち、一の用途で、当該一の用途に供される防火対象物の部分はその管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるものがあるときは、当該一の用途は、当該他の用途に含まれるものとする。
- 3 法第八条第一項の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。
  - 一 別表第一に掲げる防火対象物（同表（十六の三）項及び（十八）項から（二十）項までに

掲げるものを除く。次条において同じ。)のうち、次に掲げるもの

イ 別表第一(六)項ロ、(十六)項イ及び(十六の二)項に掲げる防火対象物(同表(十六)項イ及び(十六の二)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロ掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)で、当該防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数(以下「収容人員」という。)が十人以上のもの

ロ 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、ハ及びニ、(九)項イ、(十六)項イ並びに(十六の二)項に掲げる防火対象物(同表(十六)項イ及び(十六の二)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロ掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)で、収容人員が三十人以上のもの

ハ 別表第一(五)項ロ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項から(十五)項まで、(十六)項ロ及び(十七)項に掲げる防火対象物で、収容人員が五十人以上のもの

二 新築の工事中の次に掲げる建築物で、収容人員が五十人以上のものうち、総務省令で定めるもの

イ 地階を除く階数が十一以上で、かつ、延べ面積が一万平方メートル以上である建築物

ロ 延べ面積が五万平方メートル以上である建築物

ハ 地階の床面積の合計が五千平方メートル以上である建築物

三 建造中の旅客船(船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第八条に規定する旅客船をいう。)で、収容人員が五十人以上で、かつ、甲板数が十一以上のものうち、総務省令で定めるもの

4 収容人員の算定方法は、総務省令で定める。

### (防火対象物の用途区分)

別表第一 (第一条の二—第三条、第四条の二—第四条の三、第六条、第九条—第十四条、第十九条、第二十一条—第二十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四—第三十六条関係)

(一)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(二)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(ニ並びに(一)項イ、(四)項、(五)項イ及び(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(三)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(四)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(五)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅

(六)	<p>イ 病院、診療所又は助産所</p> <p>ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第四項若しくは第六項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第八項若しくは第十項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）</p> <p>ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設に限る。）、肢体不自由児施設（通所施設に限る。）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第五条第六項から第八項まで、第十項若しくは第十三項から第十六項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p> <p>ニ 幼稚園又は特別支援学校</p>
(七)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(八)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(九)	<p>イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの</p> <p>ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場</p>
(十)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）
(十一)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(十二)	<p>イ 工場又は作業場</p> <p>ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ</p>
(十三)	<p>イ 自動車車庫又は駐車場</p> <p>ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫</p>
(十四)	倉庫
(十五)	前各項に該当しない事業場
(十六)	<p>イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの</p> <p>ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物</p>
(十六の二)	地下街

(十六の三)	建築物の地階（（十六の二）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）
(十七)	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物
(十八)	延長五十メートル以上のアーケード
(十九)	市町村長の指定する山林
(二十)	総務省令で定める舟車

備考

- 一 二以上の用途に供される防火対象物で第一条の二第二項後段の規定の適用により複合用途防火対象物以外の防火対象物となるものの主たる用途が（一）項から（十五）までの各項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象物は、当該各項に掲げる防火対象物とする
- 二 （一）項から（十六）項までに掲げる用途に供される建築物が（十六の二）項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は、同項に掲げる防火対象物の部分とみなす。
- 三 （一）項から（十六）項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分が（十六の三）項に掲げる防火対象物の部分に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物の部分であるほか、（一）項から（十六）項に掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。
- 四 （一）項から（十六）項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が（十七）項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、（一）項から（十六）項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。

◆ 消防法施行規則（昭和三十六年四月一日自治省令第六号）

（収容人員の算定方法）

第一条の三 令第一条の二第四項 の総務省令で定める収容人員の算定方法は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める方法とする。

防火対象物の区分	算定方法
令別表第一（一）項に掲げる防火対象物	次に掲げる数を合算して算定する。 一 従業者の数 二 客席の部分ごとに次のイからハまでによつて算定した数の合計数 イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を〇・四メートルで除して得た数（一未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。 ロ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を〇・二平方メートルで除して得た数 ハ その他の部分については、当該部分の床面積を〇・五平方メートルで除して得た数

令別表第一（二）項及び（三）項に掲げる防火対象物	遊技場	次に掲げる数を合算して算定する。 一 従業者の数 二 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数 三 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合は、当該いす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を〇・五メートルで除して得た数（一未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。
	その他のもの	次に掲げる数を合算して算定する。 一 従業者の数 二 客席の部分ごとに次のイ及びロによつて算定した数の合計数 イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を〇・五メートルで除して得た数（一未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。 ロ その他の部分については、当該部分の床面積を三平方メートルで除して得た数
令別表第一（四）項に掲げる防火対象物		次に掲げる数を合算して算定する。 一 従業者の数 二 主として従業者以外の者の使用に供する部分について次のイ及びロによつて算定した数の合計数 イ 飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を三平方メートルで除して得た数 ロ その他の部分については、当該部分の床面積を四平方メートルで除して得た数
令別表第一（五）項に掲げる防火対象物	イに掲げるもの	次に掲げる数を合算して算定する。 一 従業者の数 二 宿泊室ごとに次のイ及びロによつて算定した数の合計数 イ 洋式の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数 ロ 和式の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を六平方メートル（簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるものにあつては、三平方メートル）で除して得た数 三 集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次のイ及びロによつて算定した数の合計数 イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を〇・五メートルで除して得た数（一未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。 ロ その他の部分については、当該部分の床面積を三平方メートルで除して得た数
	ロに掲げるもの	居住者の数により算定する。
令別表第一（六）項に掲げる防火対象物	イに掲げるもの	次に掲げる数を合算して算定する。 一 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 二 病室内にある病床の数 三 待合室の床面積の合計を三平方メートルで除して得た数

	ロ及びハに掲げるもの	従業者の数と、老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数とを合算して算定する。
	ニに掲げるもの	教職員の数と、幼児、児童又は生徒の数とを合算して算定する。
令別表第一（七）項に掲げる防火対象物		教職員の数と、児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。
令別表第一（八）項に掲げる防火対象物		従業者の数と、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を三平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。
令別表第一（九）項に掲げる防火対象物		従業者の数と、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を三平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。
令別表第一（十一）項に掲げる防火対象物		神職、僧侶、牧師その他従業者の数と、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を三平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。
令別表第一（十）項及び（十二）項から（十四）項までに掲げる防火対象物		従業者の数により算定する。
令別表第一（十五）項に掲げる防火対象物		従業者の数と、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を三平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。
令別表第一（十七）項に掲げる防火対象物		床面積を五平方メートルで除して得た数により算定する。
令第一条の二第三項第二号に掲げる防火対象物であつて建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条の六第一項第一号及び第十八条第二十二項第一号に規定する仮使用（以下この項及び第三条第一項において「仮使用」という。）の承認を受けたもの		次に掲げる数を合算して算定する。 一 仮使用の承認を受けた部分については、当該仮使用の承認を受けた部分の用途をこの表の上欄に掲げる防火対象物の区分とみなして、同表の下欄に定める方法により算定した数 二 その他の部分については、従業者の数
令第一条の二第三項第二号に掲げる防火対象物（前項に掲げるものを除く。）及び同項第三号に掲げる防火対象物		従業者の数により算定する。

2 令別表第一（十六）項及び（十六の二）項に掲げる防火対象物については、令第一条の二第四項の総務省令で定める収容人員の算定方法は、同表各項の用途と同一の用途に供されている当該防火対象物の部分をそれぞれ一の防火対象物とみなして前項の規定を適用した場合における収容人員を合算して算定する方法とする。

#### ◆ 火災予防条例（昭和37年3月31日東京都条例第65号）

##### （防火管理者）

第55条の3 次に掲げる防火対象物で令第一条の二第三項に定めるもの以外のもの（管理について権原が分かれているものにあつては、当該部分）の管理について権原を有する者は、法第8条第1項並びに令第2条、第3条（第1項第2号及び第3項を除く。）及び第4条の規定の例により、令第3条第1項第1号イからニまでのいずれかに該当する者のうちから防火管理者を定め、必要な業務を行わせなければならない。

(1) 同一敷地内の屋外タンク貯蔵所又は屋内貯蔵所で、その貯蔵する危険物の数量の合計が指定数量の1,000倍以上のもの

- (2) 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物で、床面積の合計が 1,500 平方メートル以上のもの
  - (3) 50 台以上の車両を収容する屋内駐車場
  - (4) 令別表第 1 (十)項に掲げる車両の駐車場のうち、地階に乗降場を有するもの
- 2 前項で定める権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したときは、その旨を遅滞なく消防署長に届け出なければならない。
- 3 第 1 項第 1 号の防火対象物を有する事業所及び法第 14 条の 4 の規定に基づく事業所の管理について権原を有する者は、当該各事業所間において、災害防止に関し相互に協力しなければならない。

#### ◆ 東京消防庁防火管理規程（平成 20 年 3 月 14 日東京消防庁訓令第 16 号）

##### （総合防火管理協議会の設置）

**第 36 条** 署長は、管理権原者が異なり、かつ、次に掲げるもののいずれかに該当する 2 以上の防火対象物によって形成される防火対象物群で、防火対象物相互において防火管理に関する連絡、協調を図らせる必要があると認めるものに対し、該当する防火対象物の範囲を指定して当該防火対象物における所有者等の代表者（法第 8 条の 2 第 1 項に規定する防火対象物にあつては共同防火管理協議会の代表者）で構成する総合防火管理協議会の設置をするよう指導するものとする。

- (1) 一の防火対象物と他の防火対象物とが地階で接続されており、火災等の災害が発生した場合に相互に影響を受ける、又は相互に当該接続部分を避難経路としている。
  - (2) 一の防火対象物と他の防火対象物とが地階以外の部分で接続されており、当該接続部分が通常一体的に使用され、火災等の災害が発生した場合に相互に影響を受ける、又は相互に当該接続部分を避難経路としている。
  - (3) 地下鉄と他の防火対象物とが接続されており、火災が発生した場合に相互に影響を受ける。
  - (4) ターミナル施設等（駅舎と駅に管理されている店舗等とが、改札等により直接的に、又は地下通路等により間接的に接続された施設の総称をいう。）となっている。
  - (5) 自動火災報知設備等の警報設備の信号が一の防災センターに移報され、主に当該防災センターの勤務員が初動措置を行う、又は相互に移報して防災センターの勤務員等が相互に初動対応を行うこととしている。
  - (6) 複数棟で消防用設備等の集約化を図り、一体的な防災システムを構築している。
- 2 署長は、前項の規定により防火対象物の範囲を指定する場合又は指定の変更をする場合は、速やかにその旨を部長及び本部長に報告するものとする。
- 3 署長は、管理権原者に対し、総合防火管理協議事項を作成して届け出るよう指導するものとする。
- 4 前項の総合防火管理協議事項に定めるよう指導する事項は、おおむね次に掲げるものとする。
- (1) 総合防火管理協議会の設置及び運営に関すること。
  - (2) 総合防火管理協議会の代表者の選出及び権限の付与に関すること。
  - (3) 災害発生時における防火対象物相互の通報、連絡、避難誘導等に関すること。
  - (4) 避難施設等の維持管理に関すること。
  - (5) 自衛消防活動及び相互の応援に関すること。



- (6) その他防火管理上必要な事項
- 5 署長は、次に掲げる場合に、総合防火管理協議事項を変更し、届け出るよう指導するものとする。
- (1) 総合防火管理協議会の代表者の属する事業所が変更となった場合
- (2) 総合防火管理協議事項の内容に大幅な変更があった場合

◆ 防火管理指導指針（東京消防庁）

総合防火管理協議会

- 1 指導対象  
防火管理規程第36条で定めるもの。
- 2 指導要領
- (1) 総合防火管理協議会の設置指導は、防火対象物ごとに法第8条及び第8条の2に基づく防火管理体制を確保させるとともに、防火対象物群の使用形態、利用形態、管理運営形態等を把握し、指導すること。
- (2) 指導の時期は、法第7条に基づく建築同意審査時又は大規模な地域再開発計画等の事前相談等の機会とすること。
- (3) 指導の対象は、各防火対象物の所有者等とすること。
- (4) 指導内容は、防火管理規程第36条第1項(1)～(4)に掲げるものにあつては避難体制を、同(5)又は(6)に掲げるものにあつては災害発生時の初動体制の確立を重点に指導すること。
- (5) 総合防火管理協議会において次の3に規定する内容を協議し、総合防火管理協議事項に定め、消防署長へ届け出るよう指導すること。
- 3 総合防火管理協議事項に定める事項  
総合防火管理協議会において、おおむね次の事項を協議し、総合防火管理協議事項に定めるよう指導すること。

(1)	総合防火管理協議会の設置及び運営に関すること。	
	ア	総合防火管理協議会の構成員及び防火対象物の範囲
	イ	総合防火管理協議会の開催方法、時期及び事業
	ウ	構成員の責務
	エ	総合防火管理協議会の事務を行う事務局
	オ	その他必要と認める事項
(2)	総合防火管理協議会の代表者の選出及び権限の付与に関すること。	
	ア	総合防火管理協議会の代表者の選任 (ア) 総合防火管理協議会の代表者の選任方法 (イ) 必要と認める場合の他の役員を選任
	イ	総合防火管理協議会の代表者の権限と責務 (ア) 総合防火管理協議事項の作成及び届出 (イ) 総合防火管理協議会の開催 (ウ) 消防機関との連絡調整 (エ) 総合的に実施する通報連絡、避難誘導等の訓練

	(ウ) 構成員に対する指示その他必要と認める事項
(3)	災害発生時における防火対象物相互の通報、連絡、避難誘導等に関すること。
	ア 相互の通報及び連絡
	イ 共用している部分の誘導員の配置等避難誘導體制
	ウ 共用している部分が避難通路となっている場合
(4)	避難施設等の維持管理に関すること。
	ア 共用している避難施設等の維持管理責任
	イ 一次避難場所
(5)	自衛消防活動及び相互の応援に関すること。
	ア 火災発生時各防火対象物間の初動対応の応援、協力体制の範囲
	イ 休日、夜間等に無人となる場合の初動対応
	ウ 大規模な災害に発展した場合の自衛消防活動
	エ 地震発生時の相互応援
(6)	その他防火管理上必要な事項
	ア 震災時の対応
	イ 消防用設備等が集約されている場合の維持管理
	ウ 経費の負担
	エ その他総合的な防火管理体制を確保する上で必要な事項

#### 4 総合防火管理協議事項作成（変更）の届出

##### (1) 作成届出の指導

新たに総合防火管理協議事項を定めた場合は、消防署長へ届出するよう指導すること。

##### (2) 変更届出の指導

次に掲げる事項の変更を行った場合は、総合防火管理協議事項の変更を届け出るよう指導すること。

ア 総合防火管理協議会の代表者の属する事業所の変更

イ 総合防火管理協議事項の大幅な変更

## 2 消防用設備等に関する消防関係法令

### ◆ 消防法（昭和二十三年七月二十四日法律第百八十六号）

#### （消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外）

**第十七条** 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。

2 市町村は、その地方の気候又は風土の特殊性により、前項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこれに基づく命令の規定のみによつては防火の目的を十分に達し難いと認める

ときは、条例で、同項の消防用設備等の技術上の基準に関して、当該政令又はこれに基づく命令の規定と異なる規定を設けることができる。

- 3 第一項の防火対象物の関係者が、同項の政令若しくはこれに基づく命令又は前項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、特殊の消防用設備等その他の設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）であつて、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該関係者が総務省令で定めるところにより作成する特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画（以下「設備等設置維持計画」という。）に従って設置し、及び維持するものとして、総務大臣の認定を受けたものをを用いる場合には、当該消防用設備等（それに代えて当該認定を受けた特殊消防用設備等が用いられるものに限る。）については、前二項の規定は、適用しない。

#### **（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）**

**第十七条の三の三** 第十七条第一項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

### **◆ 消防法施行令（昭和三十六年三月二十五日政令第三十七号）**

#### **（防火対象物の指定）**

**第六条** 法第十七条第一項の政令で定める防火対象物は、別表第一に掲げる防火対象物とする。

#### **（スプリンクラー設備に関する基準）**

- 第十二条** スプリンクラー設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。
- 一 別表第一（六）項ロに掲げる防火対象物（第三号及び第四号に掲げるものを除く。）で延べ面積が二百七十五平方メートル以上のもののうち、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの以外のもの
  - 二 別表第一（一）項に掲げる防火対象物（次号及び第四号に掲げるものを除く。）で、舞台部（舞台並びにこれに接続して設けられた大道具室及び小道具室をいう。以下同じ。）の床面積が、当該舞台が、地階、無窓階又は四階以上の階にあるものにあつては三百平方メートル以上、その他の階にあるものにあつては五百平方メートル以上のもの
  - 三 別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ及び（十六）項イに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が十一以上のもの（総務省令で定める部分を除く。）
  - 四 別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項及び（九）項イに掲げる防火対象物（前号に掲げるものを除く。）のうち、平屋建以外の防火対象物で、総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が、同表（四）項に掲げる防火対象物及び同表（六）項イに掲げる防火対象物のうち病院にあつては三千平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては六千平方メートル以上のもの
  - 五 別表第一（十四）項に掲げる防火対象物のうち、天井（天井のない場合にあつては、屋根の下面。次項において同じ。）の高さが十メートルを超え、かつ、延べ面積が七百平方メー

トル以上のラック式倉庫（棚又はこれに類するものを設け、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えた倉庫をいう。）

- 六 別表第一（十六の二）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のもの
  - 七 別表第一（十六の三）項に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が千平方メートル以上で、かつ、同表（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が五百平方メートル以上のもの
  - 八 前各号に掲げるもののほか、別表第一に掲げる建築物その他の工作物で、指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を危険物の規制に関する政令 別表第四で定める数量の千倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの
  - 九 別表第一（十六の二）項に掲げる防火対象物（第六号に掲げるものを除く。）の部分のうち、同表（六）項ロに掲げる防火対象物の用途に供されるもの（火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するものを除く。）
  - 十 別表第一（十六）項イに掲げる防火対象物（第三号に掲げるものを除く。）で、同表（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（総務省令で定める部分を除く。）の床面積の合計が三千平方メートル以上のものの階のうち、当該部分が存する階
  - 十一 前各号に掲げる防火対象物又はその部分以外の別表第一に掲げる防火対象物の地階、無窓階又は四階以上十階以下の階（総務省令で定める部分を除く。）で、次に掲げるもの
    - イ 別表第一（一）項、（三）項、（五）項イ、（六）項及び（九）項イに掲げる防火対象物の階で、その床面積が、地階又は無窓階にあつては千平方メートル以上、四階以上十階以下の階にあつては千五百平方メートル以上のもの
    - ロ 別表第一（二）項及び（四）項に掲げる防火対象物の階で、その床面積が千平方メートル以上のもの
    - ハ 別表第一（十六）項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、当該部分の床面積が、地階又は無窓階にあつては千平方メートル以上、四階以上十階以下の階にあつては千五百平方メートル（同表（二）項又は（四）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階にあつては、千平方メートル）以上のもの
  - 十二 前各号に掲げる防火対象物又はその部分以外の別表第一に掲げる防火対象物の十一階以上の階（総務省令で定める部分を除く。）
- 2 前項に規定するもののほか、スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。
- 一 スプリンクラーヘッドは、前項第二号に掲げる防火対象物にあつては舞台部に、同項第八号に掲げる防火対象物にあつては指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を貯蔵し、又は取り扱う部分に、同項第一号、第三号、第四号、第六号、第七号及び第九号から第十二号までに掲げる防火対象物にあつては総務省令で定める部分に、それぞれ設けること。
  - 二 スプリンクラーヘッドは、次に定めるところにより、設けること。
    - イ 前項各号（第一号、第五号から第七号まで及び第九号を除く。）に掲げる防火対象物又はその部分（ロに規定する部分を除くほか、別表第一（五）項若しくは（六）項に掲げる防火対象物又は同表（十六）項に掲げる防火対象物の同表（五）項若しくは（六）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分であつて、総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドが総務省令で定めるところにより設けられている部分がある場合には、当該スプリンクラー

ヘッドが設けられている部分を除く。)においては、前号に掲げる部分の天井又は小屋裏に、当該天井又は小屋裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、次の表の上欄に掲げる防火対象物又はその部分ごとに、同表の下欄に定める距離となるように、総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドを設けること。

防火対象物又はその部分		距離
第一項第二号から第四号まで及び第十号から第十二号までに掲げる防火対象物又はその部分（別表第一（一）項に掲げる防火対象物の舞台部に限る。）		一・七メートル以下
第一項第八号に掲げる防火対象物		一・七メートル（火災を早期に感知し、かつ、広範囲に散水することができるスプリンクラーヘッドとして総務省令で定めるスプリンクラーヘッド（以下この表において「高感度型ヘッド」という。）にあつては、当該スプリンクラーヘッドの性能に応じ総務省令で定める距離）以下
第一項第三号、第四号及び第十号から第十二号までに掲げる防火対象物又はその部分（別表第一（一）項に掲げる防火対象物の舞台部を除く。）	耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）以外の建築物	二・一メートル（高感度型ヘッドにあつては、当該スプリンクラーヘッドの性能に応じ総務省令で定める距離）以下
	耐火建築物	二・三メートル（高感度型ヘッドにあつては、当該スプリンクラーヘッドの性能に応じ総務省令で定める距離）以下

ロ 前項第三号、第四号、第八号及び第十号から第十二号までに掲げる防火対象物又はその部分（別表第一（一）項に掲げる防火対象物の舞台部を除く。）のうち、可燃物が大量に存し消火が困難と認められる部分として総務省令で定めるものであつて床面から天井までの高さが六メートルを超える部分及びその他の部分であつて床面から天井までの高さが十メートルを超える部分においては、総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドを、総務省令で定めるところにより、設けること。

ハ 前項第一号、第五号から第七号まで及び第九号に掲げる防火対象物においては、総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドを、総務省令で定めるところにより、設けること。

三 前号に掲げるもののほか、開口部（防火対象物の十階以下の部分にある開口部にあつては、延焼のおそれのある部分（建築基準法第二条第六号に規定する延焼のおそれのある部分をいう。）にあるものに限る。）には、その上枠に、当該上枠の長さ二・五メートル以下ごとに一のスプリンクラーヘッドを設けること。ただし、防火対象物の十階以下の部分にある開口部で建築基準法第二条第九号の二 ロに規定する防火設備（防火戸その他の総務省令で定めるものに限る。）が設けられているものについては、この限りでない。

四 スプリンクラー設備には、その水源として、スプリンクラーヘッドの種別に応じ総務省令で定めるところにより算出した量以上の量となる水量を貯留するための施設を設けること。

ただし、前項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で延べ面積が千平方メートル未満のものに設置されるスプリンクラー設備のうち、当該スプリンクラー設備に使用する配管が水道の用に供する水管に連結されたもの（以下「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」という。）については、この限りでない。

- 五 スプリンクラー設備は、スプリンクラーヘッドの種別に応じ総務省令で定めるところにより放水することができる性能のものとする。
  - 六 スプリンクラー設備には、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に、水源に連結する加圧送水装置を設けること。ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、この限りでない。
  - 七 スプリンクラー設備には、非常電源を附置し、かつ、消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置に双口形の送水口を附置すること。ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、この限りでない。
  - 八 スプリンクラー設備には、総務省令で定めるところにより、補助散水栓を設けることができる。
- 3 第一項各号に掲げる防火対象物又はその部分に水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を次条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条若しくは第十八条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、同項の規定にかかわらず、当該設備の有効範囲内の部分についてスプリンクラー設備を設置しないことができる。
  - 4 前条第二項の規定は、第一項第四号に掲げる防火対象物について準用する。

#### **(連結送水管に関する基準)**

**第二十九条** 連結送水管は、次の各号に掲げる防火対象物に設置するものとする。

- 一 別表第一に掲げる建築物で、地階を除く階数が七以上のもの
  - 二 前号に掲げるもののほか、地階を除く階数が五以上の別表第一に掲げる建築物で、延べ面積が六千平方メートル以上のもの
  - 三 別表第一（十六の二）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のもの
  - 四 別表第一（十八）項に掲げる防火対象物
  - 五 前各号に掲げるもののほか、別表第一に掲げる防火対象物で、道路の用に供される部分を有するもの
- 2 前項に規定するもののほか、連結送水管の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。
    - 一 放水口は、次に掲げる防火対象物又はその階若しくはその部分ごとに、当該防火対象物又はその階若しくはその部分のいずれの場所からも一の放水口までの水平距離がそれぞれに定める距離以下となるように、かつ、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所で消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けること。
      - イ 前項第一号及び第二号に掲げる建築物の三階以上の階 五十メートル
      - ロ 前項第三号に掲げる防火対象物の地階 五十メートル
      - ハ 前項第四号に掲げる防火対象物 二十五メートル
      - ニ 前項第五号に掲げる防火対象物の道路の用に供される部分 二十五メートル
    - 二 主管の内径は、百ミリメートル以上とすること。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 三 送水口は、双口形とし、消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置に設けること。
- 四 地階を除く階数が十一以上の建築物に設置する連結送水管については、次のイからハまでに定めるところによること。
  - イ 当該建築物の十一階以上の部分に設ける放水口は、双口形とすること。
  - ロ 総務省令で定めるところにより、非常電源を附置した加圧送水装置を設けること。
  - ハ 総務省令で定めるところにより、放水用器具を格納した箱をイに規定する放水口に附置すること。ただし、放水用器具の搬送が容易である建築物として総務省令で定めるものについては、この限りでない。

#### ◆ 消防法施行規則（昭和三十六年四月一日自治省令第六号）

##### （スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）

- 第十三条** 令第十二条第一項第三号の総務省令で定める部分は、令別表第一（十六）項イに掲げる防火対象物のうち、同表（五）項ロ並びに（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十項若しくは第十六項に規定する共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設に限る。以下この項、第二十八条の二第一項第四号及び同条第二項第三号において同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次の各号に定めるところにより、同表（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの十階以下の階とする。
- 一 居室を、準耐火構造の壁及び床（三階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床）で区画したものであること。
  - 二 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。
  - 三 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。
  - 四 前号の開口部には、防火戸（三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸）（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。
    - イ 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
    - ロ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。
  - 五 区画された部分すべての床の面積が百平方メートル以下であること。

- 2 令第十二条第一項第三号、第四号及び第十号から第十二号までの総務省令で定める部分は、主要構造部を耐火構造とした防火対象物（令別表第一(二)項、(四)項及び(五)項口に掲げる防火対象物並びに同表(十六)項に掲げる防火対象物で同表(二)項、(四)項又は(五)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）の階（地階及び無窓階を除く。）の部分で、次に掲げるものとする。
- 一 耐火構造の壁及び床で区画された部分で、次に該当するもの
- イ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。
- ロ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。
- ハ ロの開口部には、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。
- (イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
- (ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。
- ニ 床面積が、防火対象物の十階以下の階にあつては二百平方メートル以下、十一階以上の階にあつては百平方メートル以下であること。
- 二 耐火構造の壁及び床で区画された廊下で、前号イ及びハに該当するもの
- 3 令第十二条第二項第一号の総務省令で定める部分は、次の各号に掲げる部分以外の部分とする。
- 一 階段（令別表第一(二)項、(四)項及び(十六の二)項に掲げる防火対象物並びに同表(十六)項イに掲げる防火対象物のうち同表(二)項及び(四)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分に設けられるものにあつては、建築基準法施行令第百二十三条に規定する避難階段又は特別避難階段（第二十六条において「避難階段又は特別避難階段」という。）に限る。）、浴室、便所その他これらに類する場所
- 二 通信機器室、電子計算機器室、電子顕微鏡室その他これらに類する室
- 三 エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室
- 四 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている場所
- 五 エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類する部分
- 六 直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所
- 七 手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室
- 八 レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室
- 九 令別表第一(一)項に掲げる防火対象物並びに同表(十六)項イ及び(十六の三)項に掲げる防火対象物のうち同表(一)項の用途に供される部分（固定式のいす席を設ける部分に限る。)



でスプリンクラーヘッドの取付け面（スプリンクラーヘッドを取り付ける天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。次条において同じ。）の高さが八メートル以上である場所

九の二 令別表第一（六）項ロに掲げる防火対象物並びに同表（十六）項イ、（十六の二）項及び（十六の三）項に掲げる防火対象物のうち同表（六）項ロの用途に供される部分（当該防火対象物又はその部分の延べ面積が千平方メートル未満のものに限る。）の廊下（第六号に掲げるものを除く。）、収納設備（その床面積が二平方メートル未満であるものに限る。）、脱衣所その他これらに類する場所

十 令別表第一（十六）項イに掲げる防火対象物で同表（十）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち、乗降場並びにこれに通ずる階段及び通路

十の二 令別表第一（十六の三）項に掲げる防火対象物の地下道で、通行の用に供される部分

十一 主要構造部を耐火構造とした令第十二条第一項第三号 及び第十一号 の防火対象物（令別表第一（二）項、（四）項及び（十六）項イに掲げるものに限る。）、同条第一項第四号 及び第十号 の防火対象物並びに同項第十二号 の防火対象物（令別表第一（十六）項ロに掲げるものに限る。）の階（地階又は無窓階を除く。）の部分（令別表第一（五）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分を除く。）で、前項第一号（令第十二条第一項第三号 の防火対象物（令別表第一（十六）項イに掲げるものに限る。）のうち、同表（一）項から（六）項まで又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しない十階以下の階に適用する場合にあつては、前項第一号ニ中「二百平方メートル」とあるのは、「四百平方メートル」と読み替えるものとする。）又は第二号に該当するもの

十二 主要構造部を耐火構造とした令別表第一（十六）項イに掲げる防火対象物（地階を除く階数が十一以上のものを除く。）の階（地階及び無窓階を除く。）の同表（七）項、（八）項、（九）項ロ又は（十）項から（十五）項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち、これらの用途に供される部分以外の部分と耐火構造の壁及び床で区画された部分で、次のイ及びロに該当するもの

イ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ロ イの開口部には、前項第一号ハに定める特定防火設備である防火戸を設けたものであること。

### 3 地下駅舎の安全対策に関する火災予防条例（平成 16 年一部改正条文抜粋）

#### ◆ 火災予防条例（昭和 37 年 3 月 31 日東京都条例第 65 号）

##### （スプリンクラー設備に関する基準）

第 39 条 次に掲げる防火対象物の階には、スプリンクラー設備を設けなければならない。

(1) 令別表第 1（十二）項ロに掲げる防火対象物の階で、映画又はテレビの撮影の用に供する部分（これに接続して設けられた大道具室又は小道具室を含む。以下「スタジオ部分」という。）の床面積の合計が、地階、無窓階または 4 階以上の階にあつては 300 平方メートル以上、その他の階にあつては 500 平方メートル以上のもの

(2) 令別表第 1（二）項及び（三）項ロに掲げる防火対象物の 2 以上の階のうち、地階、無窓階又は

4階以上の階に達する吹抜け部分を共有するもので、その床面積の合計が、同表(二)項に掲げるものにあつては1,000平方メートル以上、同表(三)項に掲げるものにあつては1,500平方メートル以上のもの

- (3) 令別表第1(五)項口、(七)項、(八)項及び(十二)項イに掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、その床面積が2,000平方メートル以上のもの
  - (4) 令別表第1(十六)項に掲げる防火対象物の地階又は無階窓で、同表(五)項口、(七)項、(八)項及び(十二)項に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
  - (4の2) 令別表第1(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ及び(十六)項イに掲げる防火対象物の地下4階以下の階(第2号に掲げるものを除く。)で、当該地下4階以下の階の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
  - (4の3) 令別表第1(五)項口、(七)項、(八)項、(九)項口、(十)項から(十五)項まで及び(十六)項口に掲げる防火対象物の地下4階以下の階(第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。)で、当該地下4階以下の階の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
  - (4の4) 令別表第1(十)項に掲げる車両の停車場(鉄道用に供するものに限る。以下同じ。)で、地階に乗降場を有するものの地階のうち、当該用途に供する部分
  - (5) 令別表第1各項に掲げる建築物の階で、地盤面からの高さが31メートルを超えるもの
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、別表第7に定める数量の1,000倍以上の紙類等を貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所
- 2 前項第1号及び第4号から第4号の3まで(スタジオ部分に限る。)の規定により設けるスプリンクラーヘッドは、取付け面の高さが6メートルを超える部分に設けるものにあつては、開放型とし、かつ、スタジオ部分の天井又は小屋裏に、その各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が1.7メートル以下となるよう設けるものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、第1項の規定により設けるスプリンクラー設備は、令第12条第2項及び第3項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。
- 4 第1項又は令第12条第1項の規定により設けるスプリンクラー設備に附置する非常電源は、前条第3項の規定の例により設けること。

#### (無線通信補助設備に関する基準)

**第46条の3** 次に掲げる防火対象物の階には、無線通信補助設備を設けなければならない。

- (1) 令別表第1(一)項から(十六)項までに掲げる防火対象物のうち、地階の階数が4以上で、かつ、地階の床面積の合計が3,000平方メートル以上のものの地階
  - (2) 前号に掲げるもののほか、令別表第1(十)項に掲げる車両の停車場で、地階に乗降場を有するものの地階のうち、当該用途に供する部分
- 2 前項の規定により設ける無線通信補助設備は、令第29条の3第2項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

#### (地下駅舎の管理)

**第50条の3** 令別表第1(十)項に掲げる車両の停車場及び同表(十六)項に掲げる防火対象物のうち同表(十)項に掲げる車両の停車場の部分で、地階に乗降場を有するもの(以下「地下駅舎」と

いう。)の関係者は、当該地下駅舎に係る防災管理室(消防用設備等の操作、作動状態の監視等を行うための装置及び遠隔監視カメラの受像機等が設けられている駅事務室等をいう。)を省令第3条第1項第1号イの自衛消防の組織の拠点として活用できるように、当該防災管理室について、構造、機能等の維持その他必要な管理を行わなければならない。

- 2 地下駅舎の管理について権原を有する者は、規則で定めるところにより、当該地下駅舎における前項の自衛消防の組織の活動に必要な装備を備えなければならない。
- 3 地下駅舎の管理について権原を有する者は、第62条の4に規定する自衛消防技術認定証を有する者のうちから第1項の自衛消防の組織の長又はこれに準ずる者を定めなければならない。
- 4 地下駅舎の防火管理者(省令第3条第10項に該当する者を除く。)は、令第4条第3項に規定する消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならない。
- 5 前項の防火管理者は、同項の消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければならない。
- 6 地下駅舎の関係者は、地階の乗降場及び当該乗降場から直接地上へ通ずる出入口までの間に設けられた避難施設(避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設をいう。以下同じ。)のうち乗降客が避難するためのもの(室内に設けられた避難施設を除く。)の床面又は床面から高さ1メートル以下の壁面等に、規則で定めるところにより、避難口である旨又は避難の方向を明示しなければならない。ただし、令第26条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により当該床面又は壁面等に通路誘導灯を設ける場合にあっては、避難の方向を明示することを要しない。
- 7 地下駅舎の関係者は、地階の乗降場から直接地上へ通ずる出入口までの間に設けられた避難施設又はエスカレーターに近接した箇所等に防煙壁又は防火シャッターで規則で定めるもの(以下「防煙壁等」という。)が設けられている場合は、乗降客等の避難を確保し、及び火災が発生したときの煙の拡散を防止するため、当該防煙壁等を次に定めるところにより管理しなければならない。
  - (1) 防煙壁等は、作動し、又は降下し、及び煙の拡散を防止できるようその機能を有効に保持すること。
  - (2) 防煙壁等の付近には、その作動又は降下に支障となる施設を設けないこと。

#### ◆ 火災予防条例施行規則(昭和37年6月26日東京都規則第100号)

##### (地下駅舎の防災管理室の構造、機能等)

第11条の2の2 条例第50条の3第1項に規定する防災管理室の構造、機能等については、第11条の3の2第1項(第1号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項第7号中「防災センター」とあるのは、「防災管理室(当該防災管理室が防災センターを兼ねている場合にあっては、防災センター)」と読み替えるものとする。

##### (地下駅舎の自衛消防の組織の装備)

第11条の2の3 条例第50条の3第2項に規定する自衛消防の組織の活動に必要な装備については、第11条の6の規定を準用する。

### (避難の方向等の明示)

**第 11 条の 2 の 4** 条例第 50 条の 3 第 6 項の規定による避難口である旨の明示及び避難の方向の明示は、次に定めるところにより行うものとする。ただし、消防総監が避難上支障がないと認めた場合は、これによらないことができる。

- (1) 避難口である旨の明示は、避難口である旨を明示する物（以下「避難口明示物」という。）を避難口（消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「省令」という。）第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ、ロ又はニに掲げるものに限る。）又はその直近の避難上有効な箇所に設けて行うこと。
- (2) 避難の方向の明示は、避難の方向を明示する物（以下「避難方向明示物」という。）を地階の乗降場及び当該乗降場から直接地上へ通ずる出入口までの間に設けられた避難施設（避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設をいう。以下同じ。）のうち乗降客が避難するためのもの（室内に設けられた避難施設を除く。）の各部分から一の避難方向明示物又は避難口明示物に至る歩行距離が 5 メートル以下となる箇所及び曲がり角の避難上有効な箇所に設けて行うこと。
- (3) 避難口明示物及び避難方向明示物（以下これらを「明示物」という。）の周囲には、当該明示物を遮り、又は当該明示物と紛らわしい公告物、掲示物等を設けないこと。
- (4) 明示物は、蓄光性（光を照射された物質が、照射を止めた後において発光する性状をいう。）を有するものとする。
- (5) 明示物は、消防総監が定める構造及び性能の基準に適合するものとする。

### (防煙壁等)

**第 11 条の 2 の 5** 条例第 50 条の 3 第 7 項の防煙壁又は防火シャッターで規則で定めるものは、次に掲げる防煙壁及び防火シャッターとする。

- (1) 天井面から下方に突出した垂れ壁その他これと同等以上の煙の流動を妨げる効力のあるもので、不燃材料で造り、又は覆われた防煙壁
- (2) 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備に該当し、かつ、次の要件を満たす防火シャッター
  - イ 防火シャッターの直近に設けられた煙感知器の作動と連動して、当該防火シャッターの下端が、床面から高さ 1.8 メートル以上上方に降下し、停止する機能を有すること。
  - ロ 防火シャッターの直近に設けられた操作部からの操作又は熱感知器若しくは温度ヒューズの作動と連動して、床面まで閉鎖する機能を有すること。